

令和5年10月31日

新潟労働局長
西岡邦昭 殿

新潟地方最低賃金審議会長
長谷川 雪子



新潟県各種商品小売業最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和5年8月7日付け新労発基0807第3号をもって諮問のあった標記について、専門部会を設けて慎重に審議を行った結果、別紙のとおり結論に達したので答申する。

新潟県各種商品小売業最低賃金

- 1 適用する地域
新潟県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で各種商品小売業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が各種商品小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間932円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生日
法定どおり